

行政事業レビューシート (内閣府)						
予算事業名	原子力発電施設等立地地域における振興推進事業経費		事業開始年度	平成13年度		作成責任者
担当部局庁	政策統括官(共生社会政策担当)		担当課室	総合調整第1担当		参事官 高須一弘
会計区分	一般会計		上位政策	共生社会政策の企画立案等に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成12年法律第148号)		関係する計画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成13年4月から平成23年3月まで10年間の時限立法として成立した「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づき、自然的経済的社会的条件からみて一体として振興することが必要と認められる原子力発電施設等の周辺地域について、原子力立地会議(議長:内閣総理大臣、議員:関係大臣)の審議を経て行われる、原子力発電施設等立地地域の指定、当該地域の適切な振興計画の決定等に資する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	原子力発電施設等の周辺市町村について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備等による適切な振興を図るための計画策定等に必要、現地調査、検証、都道府県に対する指導助言等の事務を行う。					
実施状況	原子力立地会議は平成16年度以降開催されておらず、必要最小限の職員出張による現地調査、関係道府県との協議等を行った。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	5.1	5.8	3.2	0.4	0.0
	執行額	0	0.8	0.1		
	執行率	0.0%	14.0%	2.9%		
	総事業費(執行ベース)	0.0	0.8	0.1		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	○現地調査、関係道府県との協議に必要な職員旅費、事務経費を支出しているのみ。				
	見直しの余地	○平成13年4月1日から10年間の時限立法である現行法は平成22年度末に失効するため、現行制度における平成23年度要求は行わない。				
予算監視の所見率	・特になし(23年度は要求しない。)					
補記						

内閣府政策統括官  
(共生社会政策担当)  
0.1百万円

(・道府県への指導助言)  
(・振興計画案の検証等)  
(・現地調査・道府県との  
協議等



【直接】

A. 個人(職員)  
0.1百万円

旅費

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)  
(単位:百万円)